

貨物倉浸水時に必要な措置及び 退船準備に関する手順書に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編
(日本籍船舶用)

改正理由

SOLAS 条約 XII 章 4.2 規則では、1999 年 7 月 1 日前に建造されたばら積貨物船であって長さが 150m 以上、かつ、ばら積み貨物密度が 1.78ton/m³ 以上の貨物を積載するものについて、最前端貨物倉が浸水した状態において復原性要件に適合することが要求されている。しかしながら、比較的的小型のばら積貨物船や荷役形態の関係で倉内水密隔壁の数が少ないものでは上記復原性要件を満足しないものが少なくないことから、これに対する代替措置が同 9 規則に規定されており、貨物倉浸水時に必要な措置及び退船準備に関する手順書を備えることが要求されている。

IACS では本手順書の作成に関する指針として統一解釈 SC154 を策定しており、該当する船舶において同手順書を確認する際には本会もこれを参照しているが、規則上はそれが明示されていなかった。

今般、IACS 統一解釈 SC154 に基づき、貨物倉浸水時に必要な措置及び退船準備に関する手順書の内容に対する要件を規定した。

改正内容

貨物倉浸水時に必要な措置及び退船準備に関する手順書に含めるべき内容を、鋼船規則検査要領 C 編に規定した。